

本市地域福祉計画の策定経過について

平成 12 年	社会福祉法改正 (社会福祉の基本理念の一つとして地域福祉の推進を規定)
平成 14 年 1 月	国の社会保障審議会福祉部会(地域福祉推進の理念のとりまとめ)
「	全国各地において、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定等 取組・実践
平成 16 年 3 月	第 1 期「大阪市地域福祉計画」(平成 16～20 年度)
平成 20 年 3 月	第 2 期「大阪市地域福祉計画」(平成 21～23 年度)
平成 24 年 7 月	「市政改革プラン」(ニア・イズ・ベターの考え方)
平成 24 年 12 月	「大阪市地域福祉推進指針」 地域の実情に応じた各区の主体的な取組を支援
「	各区において、地域の実情にあった「区地域福祉計画(地域福祉ビジョン等)」を順次策定 特色ある地域福祉の取組が進められる
平成 30 年	社会福祉法改正(地域共生社会の実現に向けた取組の推進) ・地域福祉計画策定が努力義務化 ・厚生労働省ガイドラインにより計画に盛り込むべき事項の統一が図られた(抜粋を P.3 に参考添付)
平成 30 年 3 月	第 1 期「大阪市地域福祉基本計画」(平成 30～32 年度) ・各区に共通した福祉課題への対応として最低限実施する基礎的部分となるしくみ ・市全体で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組 24 区の「区地域福祉計画等」と一体となって 法定の市町村地域福祉計画を形成するものと位置付け (厚生労働省ガイドラインの各事項は「基本計画」へ反映)
令和 3 年 3 月	第 2 期「大阪市地域福祉基本計画」(令和 3～5 年度)

第 2 期「大阪市地域福祉基本計画」基本理念・基本目標

基本理念 だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり

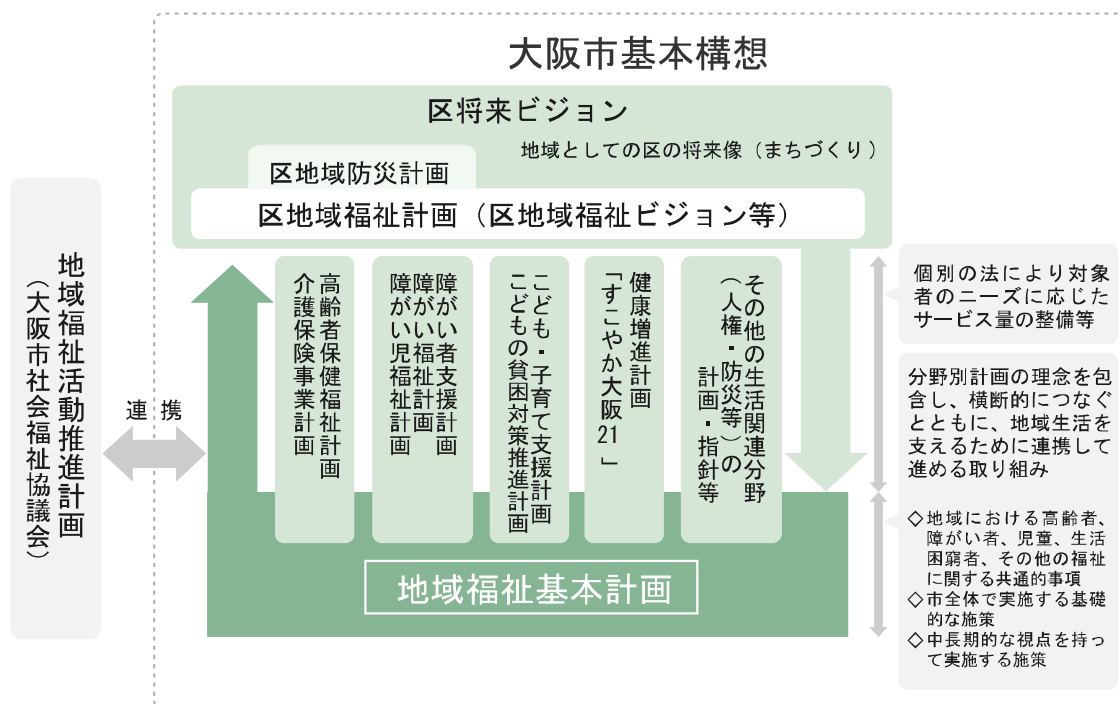
基本目標 1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり

基本目標 2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

（分野別計画・関連計画等との関係）

- ・ 保健・福祉の分野別計画（「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「こども・子育て支援計画」、「こどもの貧困対策推進計画」、「健康増進計画『すこやか大阪 21』」等）は、施策の基本的な考え方や対象者のニーズに応じたサービス量の整備等について定めている。
- ・ 「地域福祉基本計画」は、地域という視点から各分野別計画を横断的につなぐことで、年齢や性別、障がいの有無、生活課題の違いにかかわらず、すべての人の地域生活を支えることをめざすもの。
- ・ このため、第一に、保健・福祉の各分野別計画が共通して取り組む目標を明確にするとともに、それぞれの計画の取り組みを支える基本的なしくみづくりなどについて定め、保健・福祉施策全体の推進を図ることとしている。
- ・ 加えて、人権をはじめ、教育、雇用、住宅、交通、情報、防災など、生活に関わるさまざまな分野の施策と連携して取り組むことをめざしている。

地域福祉基本計画の位置づけと他の計画等との関係（イメージ図）



出典：大阪市地域福祉基本計画（第1期・第2期）

市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

- ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携
- イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- エ 利用者の権利擁護
- オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- ウ 地域福祉を推進する人材の養成

包括的な支援体制の整備に関する事項

- ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

その他

市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等